

## 衛生管理者講座・第1種コース

文部科学省認定社会通信教育  
割引受講料 25,800 円



### ■教材の構成

- ①テキスト (B5 判: 3 冊)
- ②学習マニュアル (B5 判)
- ③添削課題書 (B5 判)
- ④レポート用紙 (質問票付き)
- ⑤会報(9 か月間送付)

■開講時期 原則、毎月 1 日開講

■学習期間 6 ヶ月(在籍期間 12 ヶ月)

## ●衛生管理者 1 種試験の合格を目指します

衛生管理者は、法令により 50 人以上の全ての事業場にその選任が業務付けられており、衛生管理者第 1 種は全業種にわたり活躍できます。

また、**国家試験**は、全国 7 ブロックで毎月開催され、受験には短大卒 1 年、高卒 3 年、学歴に関係がなく 10 年以上の実務経験(労働衛生等に関する実務)が必要です。

|   | 科 目        | 主な内容                                                                             |   | 科 目     | 主な内容                                                                          |
|---|------------|----------------------------------------------------------------------------------|---|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 労働基準法      | 総則、労働契約、賃金、労働時間・休憩・休日・年次有給休暇、年少者、女子、技能者の養成、災害補償、就業規則、寄宿舎、監督機関、罰則、事業の付属寄宿舎の設備その他  | 2 | 労働衛生    | 労働環境管理(物理的環境・科学的環境等)、温熱条件、騒音、有害ガス、作業条件管理、労働災害、健康管理、(健康診断、一般健康診断等)、衛生管理業務その他   |
|   | 労働安全衛生法 I  | 総則、労働災害防止計画、安全衛生管理体制、労働者の健康障害を防止するための措置、機械等および有害物に関する規制、労働者の就業に当たっての措置、衛生基準その他   |   | 救 急 処 置 | 救急処置に必要な手技(包帯法、心臓マッサージ法等)、外傷の救急処置(打撲傷、捻挫、出血と止血法、骨折、火傷等)、不慮・中毒の救急処置、急病の救急処置その他 |
|   | 労働安全衛生法 II | 有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質等障害予防規則、高気圧作業安全衛生規則、電離放射防止規則、酸素欠乏症等防止規則その他 | 3 | 労働生理    | 筋の機能、血液およびリンパ、循環、ホルモン、呼吸作用、消化と吸収、排せつ、栄養、物質代謝、体温の調節、感覚器、睡眠、疲労、体力および鍛錬、作業方法その他  |

お申し込みは自衛隊援護協会専用サイトから

# 衛生管理者とは・・・

「衛生管理者」は、労働安全衛生法によって、民間企業・自治体 50 人以上 労働者を使用するすべての事業場（職場）ごとに、選任することが義務づけられています。

## 衛生管理者の職務としては、次のようなものが挙げられます

- 労働者の健康障害を防止するための措置に関する技術事項
- 労働者の衛生のための教育の実施に関する技術的事項
- 健康診断の実施やその他健康の保持増進のための措置に関する技術的事項
- 労働災害の原因の調査および再発防止対策に関する技術的事項
- 毎週1回以上の作業場等の巡視、その他

## 免許の種類は・・・

衛生管理者の免許は第1種と第2種に区分されているため、免許試験も第1種と第2種に区分して実施されます。

選任すべき衛生管理者は、右の表のように、業種（事業場単位）によって区分されます。

| 免許の種類 | 衛生管理者として就くことができる業種                                                                  |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1種免許 | 全業種                                                                                 |
| 第2種免許 | 次の業種を除く業種<br>農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機会修理業、医療業及び清掃業 |

## 選任すべき衛生管理者の数は・・・

それぞれの事業所で選任すべき衛生管理者の数は、右記のように定められています。

人事異動等をスムーズにさせるためにも、衛生管理者の有資格者数は、法定数の2倍以上が望ましいと思われます。

| 常時使用する労働者数         | 衛生管理者数 |
|--------------------|--------|
| 50人以上～ 200人以下      | 1人以上   |
| 201人以上～ 500人以下     | 2人以上   |
| 501人以上～ 1,000人以下   | 3人以上   |
| 1,001人以上～ 2,000人以下 | 4人以上   |
| 2,001人以上～ 3,000人以下 | 5人以上   |
| 3,000人を超える場合       | 6人以上   |

## 実務経験の証明が必要です

免許試験の受験資格としての「労働衛生に関する実務経験」とは、具体的には、次のようなものです。

- 健康診断実施に必要な事項又は結果の処理の業務
- 作業環境の測定等作業環境の衛生上の調査の業務
- 作業条件、施設等の衛生上の改善の業務
- 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備の業務
- 衛生教育の企画、実施等に関する業務
- 労働衛生統計の作成に関する業務
- 医療機関、保健所における看護師の業務、その他

などとなっています。

実務経験の事業者証明書用紙は、免許試験受験申請書に綴じ込まれています。実務経験の期間は、2以上の事業場における通算期間でよいとされています。